

1 枚目

無線局事項書及び工事設計書		
1 包括免許の番号		
2 申請（届出）の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	
3 無線局の種別コード		
4 最大運用数		
5 無線設備を設置しようとする区域	基本コード〔 〕付加コード〔 〕	
6 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人	
7 住 所	都道府県一市区町村コード〔 〕 〒(-) 電話番号(-) - フリガナ	
8 氏名又は名称及び代表者氏名		
9 開設、継続開設又は変更を必要とする理由		
10 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定：_____._____._____ <input type="checkbox"/> 免許の日から____月以内の日	
11 無線局の目的コード	<input type="checkbox"/> 従たる目的 <input type="checkbox"/> 従たる目的	
12 通信の相手方		
13 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力		
14 包括免許人の事務所	都道府県一市区町村コード〔 〕 〒(-)	
15 工 事 設 計	無線設備の規格コード	
	適合表示無線設備の表示の内容及びその表示の有無	定格出力
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
適合表示無線設備の表示の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
16 備考		

2枚目（特定無線局（電波法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。）に限る。）

17 無線局の区別	
18 最大運用数に係る計画等	

3枚目（通信の相手方が外国の人工衛星局である場合及び特定無線局が外国の無線局により制御され、又は管理される場合に限る。）

19 無線局の区別			
20 外国の人工衛星の軌道又は位置			
21 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間			
22 人工衛星局の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項			
23 人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない無線局（人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするものを除く。）に関する事項			
24 通信の制御に関する事項			
25 業務区域	基本コード	付加コード	備考
26 備考			

4枚目 (V S A T 地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

5枚目 (V S A T 地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

29 無線局の区別					
人工衛星の名称					
アップリンク／ ダウンリンクの別		回線の使用目的	周波数帯	地球局の形態	配置エリア
30 宇宙通信概念情報					
補足事項					